

橋梁点検車(有償)貸付マニュアル(案)

1. 目的

平成26年7月より道路管理者はトンネル、橋梁等の点検を近接目視にて5年に一度の頻度で行う事となり、点検に際し地方公共団体等から橋梁点検車の貸付要望が多々寄せられております。そこで、橋梁点検車の貸付に係る手順等を示す事により地方公共団体等の事務効率化を図るものです。

2. 貸付橋梁点検車の規格等

・機械規格:BT-400

バスケット積載荷重 300kg 又は 3名

最大地下深さ 17.0m

最大地上高 16.0m

最大作業半径 11.0m

最大差込み長さ 15.0m

参考資料の橋梁点検車の適用範囲等を参照

(多々の制約がありますのでしっかりと確認して下さい)

・車両の運転及び作業装置の操作にあたっては次の免許等が必要です。

[車両運転]大型免許

[作業装置操作]高所作業者運転技能講習修了者

・通行許可申請について「高速自動車国道及び重さ指定道路」以外の道路を通行する場合は特殊車両通行許可申請が必要となりますので通行許可申請は借受者でお願いします。なお、橋梁点検車は新規格車の扱いです。

3. 貸付の条件

・災害その他やむを得ない事情により、国において橋梁点検車が必要と見込まれる場合は貸し付けできません。また、貸付期間中でも直ちに返納をお願いします。

・借受者の責により機械を亡失又は棄損したときは借受者の負担において補てんし、修理し又はその損害額を金銭で弁償しなければならない。

・橋梁点検車の申込み開始は4月20日頃を予定しており、各県メンテナンス会議等を通じて事前に申込み開始等の情報提供を行う予定です。

・貸付に申込み～貸与までに要する期間は概ね1ヶ月程度です(納入告知書の受け取りから支払いに1週間程度を想定していますが、それ以上時間が必要な場

合は更に時間がかかります)ので事務処理に要する時間を考慮して申し込みして下さい。また、特車申請はこの期間を利用して下さい。

- ・貸付料を納入告知書により支払い(全額前納)が完了後でないとお貸し出来ません。なお、貸付料は約150,000円/日(貸付日、引渡日も賃料は必要)です。
- ・橋梁点検車の燃料代の負担、オペレータ・運転手の派遣は出来ません。また、任意保険には加入していませんので借受人の方で手配して下さい。
- ・年度をまたいで橋梁点検車の貸付はできません。
- ・橋梁点検車の引渡場所は、原則として四国技術事務所となります。

4. 貸付の流れ

①地方公共団体等からの借受に対する事前準備

- ↓・借受希望期間、使用場所(対象橋梁)、借受人を決定する。
 - ・橋梁点検車の貸出し年間スケジュール(四国地方整備局 道路の老朽化対策ポータルサイト (<http://www.skr.mlit.go.jp/road/hozen/index.html>))を確認。
 - ・貸出し年間スケジュールに関する疑問は四国技術事務所受付担当者(四国技術事務所 維持管理技術課長)に電話等で問い合わせる。
 - ・対象橋梁がBT-400の使用に適しているか否か、機械の使用方法についての打合せアポを四国技術事務所受付担当者(四国技術事務所 維持管理技術課長)に電話等で取る。
 - ・打合せにより橋梁点検車の使用が適していることの確認を実施し、専用ポータルサイトの貸出し年間スケジュールに貸出期間を掲載。(この時点で予約が成立)

②地方公共団体等からの借受申請の提出

- ↓・郵送にて下記の書類を四国技術事務所貸付担当者(施工調査・技術活用課長)に下記書類を送付。

建設機械借受申請書 (様式1 地方公共団体 → 四国技術事務所長) 1部

建設機械借受(変更)申請書(様式8 借受者(業者等)→ 四国技術事務所長) 1部

③建設機械貸付契約の締結

- ↓・四国技術事務所借受担当者が郵送にて建設機械貸付契約書を借受者(業者等)に送付し契約締結する。

建設機械貸付契約書(借受者・四国技術事務所長) 1通

④貸付料の納入告知

- ↓・四国技術事務所会計担当者(総務課長)より貸付料の納入告知書を送付、借

受者は納入告知書により貸付料を支払う

納入告知書(四国地方整備局総務部長 → 借受者)

⑤貸付料の納入確認

↓・納入告知書(金融機関の領収印の有り)のFAXを四国技術事務所会計担当者に送付し、支払いの確認を受ける。

⑥橋梁点検車の貸付

↓・四国技術事務所貸付担当者と借受者は具体的な機械の受け渡し方法について調整を行う。(引渡時間、場所、立会者)

- ・立会者による機能現状の確認後に借受者は建設機械を受領する。
- ・借受者は四国技術事務所貸付担当者に建設機械借用書を提出する

建設機械借用書(様式2 借受者 → 四国技術事務所長) 1部

⑦橋梁点検車の返納

- ・四国技術事務所貸付担当者と借受者は具体的な機械の受け渡し方法について調整を行う。(引渡時間、場所、立会者)
- ・立会者による機能現状の確認後に借受者は建設機械を返納する。
- ・借受者は貸付期間が終了した時は建設機械返納書と建設機械使用実績報告書を提出する。

建設機械返納書(借受者 → 四国技術事務所長) 1部

建設機械使用実績報告書(借受者 → 四国技術事務所長) 1部

コンサルタント等と請負契約を行っている場合は借受希望地方公共団体等の発注機関と借受者との契約書の鏡の提出をお願いします。

5. 連絡先一覧表

国土交通省 四国地方整備局 四国技術事務所

〒761-0121 香川県高松市牟礼町牟礼1545

電話(代) (087)-845-3135

NTT FAX (087)-845-3998

窓口一覧表

担当	役職	備考
受付担当者	維持管理技術課長	内線M331
貸付担当者	施工調査・技術活用課長	内線M381
会計担当者	総務課長	内線M211

6. 参考資料等

<様式等>

- 建設機械借受申請書【様式1】
- 建設機械借受(変更)申請書【様式8】
- 建設機械貸付契約書(案)
- 建設機械使用実績報告書【様式9】
- 建設機械借用(返納)書【様式2】

<参考資料>

- 橋梁点検車の適用範囲等

(別記様式 1)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

四国地方整備局
四国技術事務所長 殿

〇〇土木事務所長 印

建設機械借受申請書

下記により、建設機械の貸付けを受けたいので申請します。

記

建設機械名	橋梁点検車
規格	バケット式
貸付希望期間	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇日間)
事業名	〇〇〇〇業務
請負者	株式会社〇〇〇〇
使用場所	〇〇県〇〇市〇〇町 (〇〇橋) 外〇箇所
その他	上記事業の請負者が借り受けを申請します。

※請負者との事業請負が確認できる書類を添付すること (契約書等)

(別記様式 8)

建設機械借受（変更）申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任物品管理官
四国地方整備局
四国技術事務所長 殿

申請者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
名称 株式会社〇〇〇〇 ㊤

下記により、建設機械の貸付を受けたいので申請します。

記

建設機械名	橋梁点検車	規格	バケット式	数量	1台
貸付希望期間	自 令和 年 月 日から 至 令和 年 月 日まで 日間				
派遣運転員の要否	<input type="checkbox"/> 必要 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要				
建設機械の使用場所	〇〇県〇〇市〇〇町（〇〇橋）外〇箇所				
建設機械の使用目的	橋梁点検に使用				
建設機械を使用する事業の概要	国道〇号の橋梁点検〇橋				
摘要					

建設機械貸付契約書（案）

建設機械名	橋梁点検車 R01-1811
形式及び数量	バケット式 1台

上記の建設機械について、貸付人 分任契約担当官 四国地方整備局四国技術事務所長 ○○○○を甲とし、借受人 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ を乙として、次の条項によって機械貸付契約を締結し、契約の証として本書2通を作成し当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

1. 使用場所 ○○県○○市○○町外○箇所
○○大橋外○橋
2. 事業名又は使用目的 橋梁点検のため
3. 貸付期間 自 令和○○年○○月○○日
至 令和○○年○○月○○日 ○日間
4. 貸付料 ¥○○○, ○○○
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ¥○○, ○○○
5. 貸付料の支払期限 令和○○年○○月○○日
6. 受渡しの場所及び日時
 - (1) 引渡期日 令和○○年○○月○○日
引渡場所 四国技術事務所：香川県高松市牟礼町牟礼1545
 - (2) 返納期日 令和○○年○○月○○日
返納場所 引渡場所に同じ
7. 貸付条件
 - (1) 乙は、建設機械の引渡し及び返納に要する費用並びに貸付けに伴い必要を生じた一切の費用を負担しなければならない。
 - (2) 乙は、建設機械の転貸し又は担保に供してはならない。
 - (3) 乙は、建設機械の貸付を受けた用途以外の用途に供してはならない。
 - (4) 乙は、建設機械を亡失し又は棄損したときは、甲に対してその事実及び理由について詳細な報告書を提出し、甲の指示に従わなければならない。
 - (5) 乙は、自己の責に帰すべき事由により建設機械を亡失し又は棄損したときは、自己の負担において補てんし、修理し又はその損害額を金銭で弁償しなければならない。
 - (6) 乙は、次に掲げる理由の一に該当するときは、返納期日前であっても、建設機械を返納しなければならない。
 - (イ) 建設機械借受（変更）申請書に虚偽の記載があったとき。
 - (ロ) 乙が契約条項に違反したとき。
 - (ハ) 乙に貸付けることが不相当であると認められる理由が生じたとき。
 - (ニ) 災害その他やむを得ない事情により国において当該建設機械が必要となったとき。

- (7) 乙は、建設機械を返納期日前に返納しても、貸付料の還付を請求することができない。ただし、建設機械の期日前返納の理由が(6)の(二)に該当するときはこの限りではない。
- (8) 乙は、自己の責に帰すべき理由により建設機械を返納期日までに返納しなかったときは、返納期日の翌日から返納があった日までの日数に応じ、1日につき、1日当たり貸付料の倍額に相当する額を違約金として支払わなければならない。
- (9) 乙は、貸付機械に係る貸付料を指定の期日までに納付しなかったときは、その納付しなかった金額に対し、履行期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合により算定した滞納金を支払わなければならない。

8. この契約に関し疑義を生じた時は甲乙協議して解決する。

令和 年 月 日

甲 住所 香川県高松市牟礼町牟礼1545

氏名 分任契約担当官
四国地方整備局
四国技術事務所長 ○○ ○○

乙 住所 ○○県○○市○○町○○

氏名 株式会社○○○○
代表取締役 ○○ ○○

(別記様式 9)

建設機械使用実績報告書

自 ○○月 ○○月
至 ○○月 ○○月

自 ○○月○○日 ○○月○○日
至 ○○月○○日 ○○月○○日

建設機械の貸付契約年月日 令和○○年○○月○○日

現場監督員の認印 ○○ ○○ ㊟

借受者 住所 ○○県○○市○○町○○

名称 株式会社○○○○ ㊟

建設機械名	建設機械 番号	月別	主な作業内容	主な作業 の作業量	稼働状況		維持修理費	主な修理箇所及 び取替部品名	摘要
					運転日数	運転時間			
橋梁点検車	R01-1811	月	橋梁点検	km	日	時間	千円		
		月		Km	日	時間	千円		
		月		km	日	時間	千円		
		小計		Km	日	時間	千円		
		月		Km					
		月		Km					
		月		Km					
		小計		km					

備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

2. 主な作業内容の欄は、貸付機械を2工種以上の異なる作業に使用したときは運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。

3. 主な作業の作業量の欄は、走行距離を記入する。

4. 運転時間の欄は、運転時間の管理のできない機械又は管理の必要のない機械については記入を省略することができる。

5. 運転ミス又は不慮の事故に伴う修理で、当該修理に要した費用が3000千円を超えるときは修理内容の詳細な説明を添付する。

(別記様式 2)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任物品管理官
四国地方整備局
四国技術事務所長 殿

借受者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
名称 株式会社〇〇〇〇 印

建設機械借用（返納）書

〇〇〇〇業務にする（した）下記建設機械を機能現況確認のうえ、受領（返納）しました。

記

機 械 名		橋梁点検車	規格	バケット式	建設機械番号	R01-1811
機 能 現 況	主 機 関	異常なし				
	伝動系統	〃				
	走行系統	〃				
	作業装置	〃				
	そ の 他	〃				
備 考						

立会者（国土交通省側） 〇〇〇〇 印

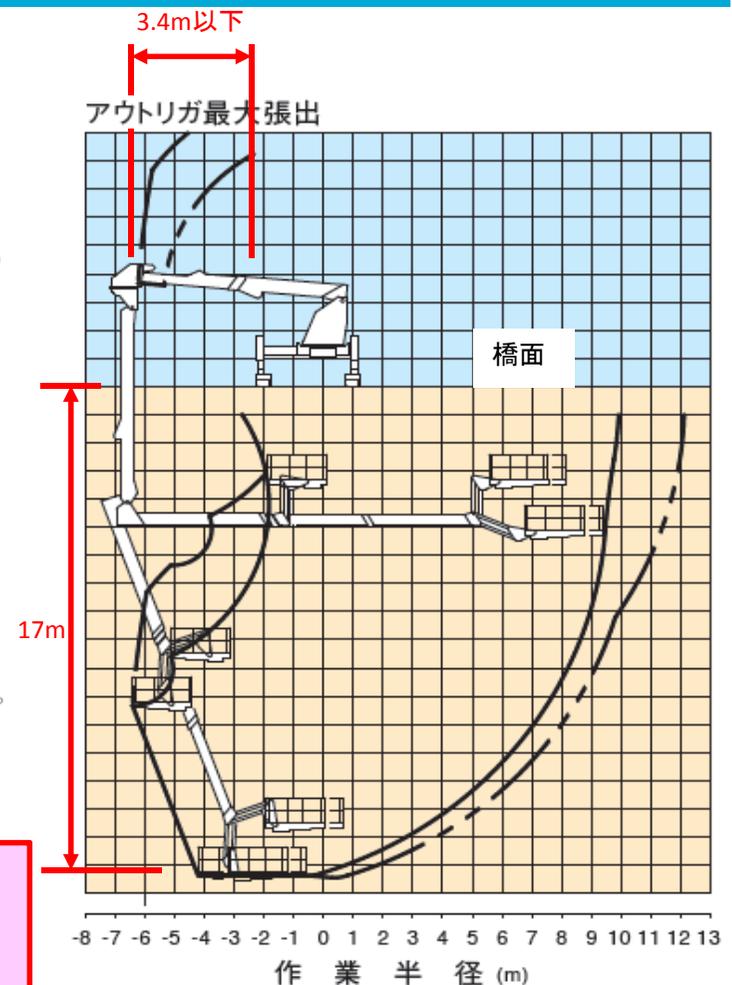
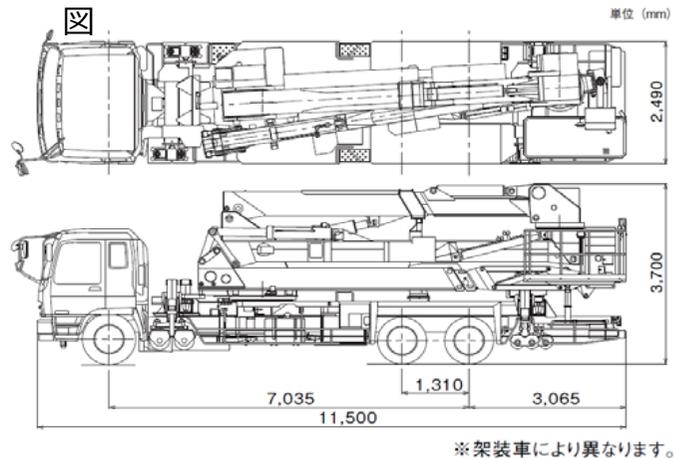
（借 受 者 側） 〇〇〇〇 印

橋梁点検車の適用範囲等

BT-400



■ BT-400外観



BT-400の適用できる範囲

- アウトリガーを張り出すと3.5m占有するため、車道幅員として7m程度以上は必要。
- 歩道幅が3.4以上あると歩道に乗り込む必要あり。
- 縦断勾配6%以上は使用不可。
- 25t車なので、特車の通行許可申請が必要(直轄国道は全て通行可)。
- 下向きでの点検可能範囲は橋面から17m程度まで。
- 吊り橋やアーチ系の下路橋では使えない。
- ブームの回転から橋長方向に10m以上の空間が必要。
- 積載荷重: 300kg又は3名